

# 土地閉鎖登記簿の事務の取扱いについて (お知らせ)

甲府地方法務局大月支局において、不動産登記事務のコンピュータ化により閉鎖された土地閉鎖登記簿の電子化作業が完了しました。

これに伴い、土地閉鎖登記簿の謄抄本の作成及び閲覧の取扱いを下記のとおり取り扱うこととなりますので、お知らせします。

## 記

### 1 取扱開始日

令和4年3月22日(火)

### 2 謄抄本の交付について

電子化した土地閉鎖登記簿をA4版の用紙に印刷したものに、証明文を付して交付します。

### 3 閲覧について

従来 of 閲覧に代えて、A4版の用紙に印刷したものをお渡しします(証明文はありません。)

### 4 その他

土地閉鎖登記簿の謄抄本及び閲覧については、登記情報提供サービス、オンライン請求及び登記情報交換サービスによる御利用はできません。

令和4年3月7日

甲府地方法務局